

平成22年度

財政的援助団体等監査の
結果に関する報告書

平成23年3月

島根県監査委員

監 第 1 2 6 号
平成 2 3 年 3 月 2 日

島 根 県 議 会 議 長
島 根 県 知 事
島根県教育委員会委員長 様
島根県公安委員会委員長

島根県監査委員 井 田 徳 義

島根県監査委員 和 田 章 一 郎

島根県監査委員 法 正 良 一

島根県監査委員 山 川 博 司

平成 2 2 年度に実施した財政的援助団体等監査の結果に関する報告
について

地方自治法第 1 9 9 条第 7 項の規定に基づき財政的援助団体等監査を実施し、同条第 9 項の規定により監査の結果に関する報告を決定したので別添のとおり提出します。

なお、監査の結果に対する措置については速やかに対応され、同条第 1 2 項の規定による措置状況の通知については、平成 2 3 年 9 月末日までにしてください。

目 次

第 1	監査の概要	1
1	財政的援助団体等監査の趣旨	1
2	監査対象団体及び実施団体	1
3	監査の実施方法、対象年度、範囲、視点及び実施年月日	4
第 2	監査の結果	5
I	監査結果（総括）	5
1	指導事項及び指示事項の件数	5
2	重点監査項目に係る監査の結果及び意見	5
II	監査結果（個別）	1 4
1	一畑電車沿線地域対策協議会	1 4
2	萩・石見空港利用拡大促進協議会	1 5
3	(社福)島根県社会福祉協議会	1 7
4	(財)しまね農業振興公社	1 9
5	(社)島根県木材協会	2 2
6	(社)島根県観光連盟	2 3
7	石州瓦工業組合	2 4
8	島根県商工会連合会	2 5
9	松江商工会議所	2 7
1 0	出雲商工会議所	2 8
1 1	益田商工会議所	2 9
1 2	川本町商工会	3 0
1 3	美郷町商工会	3 1
1 4	(財)島根県建築住宅センター	3 2
1 5	(財)島根県体育協会	3 3
1 6	(社)島根県私学教育振興会	3 5

1 7	(財)島根県育英会	3 6
1 8	(財)島根県環境管理センター	3 7
1 9	(財)島根県障害者スポーツ協会	3 8
2 0	(財)島根県生活衛生営業指導センター	3 9
2 1	(株)島根県食肉公社	4 0
2 2	(財)島根県みどりの担い手育成基金	4 2
2 3	(社)島根県林業公社	4 3
2 4	(財)くにびきメッセ	4 7
2 5	(財)しまね産業振興財団	4 8
2 6	(財)島根県暴力追放県民センター	5 2

資 料

別記	財政的援助団体等の監査について	5 3
別表	監査実施年月日	5 4

第 1 監査の概要

1 財政的援助団体等監査の趣旨

財政的援助団体等は、県が補助金、交付金、貸付金、損失補償等の財政的援助を与えているもの、県が資本金、基本金等を出資しているもの及び公の施設^{注1}の管理を行わせているものをいう。

本監査の目的は、財政的援助等を行っている団体及び所管課を監査し、団体における公金の執行状況の適正性、県による財政的援助の妥当性等を監査するものである。

なお、財政的援助団体等監査の根拠規定及び説明等については、別記のとおりである。

注1) 公の施設とは、住民の福祉を増進させることを目的として、その利用に供するために普通地方公共団体が設置する施設で、学校、美術館、ホール、体育館、県営住宅や公園等が該当する。

2 監査対象団体及び実施団体

(1) 監査対象団体

監査対象団体は、監査体制等の条件や監査の実効性の確保、重点監査項目等を考慮し、次のとおりとした。

ア 財政的援助団体

県単独の制度により原則として1千万円以上の補助金等（交付金、負担金及び利子補給金を含む。）を交付しているか、貸付け又は損失補償をしている団体及び国の「地域活性化・経済危機対策臨時交付金」等を財源とする経済対策事業に係る補助金を交付している団体（基金を造成して平成21年度から平成23年度まで継続的に事業を行う団体）

イ 出資団体

県が資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上を出資している団体

ウ 債務保証団体

県が金融機関等に対し債務保証契約を締結している団体

エ 公の施設の指定管理者

県が公の施設の管理を行わせている団体

(2) 監査対象団体の概要

上記(1)の団体について、各所管課に対して行った調査の結果(平成21年度末の状況)は、次のとおりである。

団体区分	監査対象 団体実数	財政的援助等の形態別件数					
		財政的援助			出資	債務 保証	公の施設 の指定管 理
		補助金等	貸付金	損失補償			
社団法人 ※①	11	8	2	1	3		
財団法人 ※①	23	13	2	4	17		8
地方独立行政法人	1	1					
社会福祉法人	18	18					
農林水産組合	3	1	2				
商工会議所・商工会	29	29					
株式会社	11		2		3		7
その他	19	14	1	1	4	1	3
合計 ※②	115	84	9	6	27	1	18

※① 社団法人及び財団法人とは、平成20年12月1日に施行された新公益法人制度において特例民法法人として存続しているものをいう。

※② 1つの団体について補助金等、貸付金、出資等が重複している場合があるので、「監査対象団体実数」の合計と「財政的援助等の形態別件数」の合計は一致しない。

(3) 監査実施団体

今年度は上記監査対象団体の中から、過去の監査実施状況や重点監査項目等を考慮し、次の26団体を選定し監査を実施した。

	団 体	所管課	財政的援助等の形態
1	一畑電車沿線地域対策協議会	交通対策課	補助金等
2	萩・石見空港利用拡大促進協議会	〃	〃
3	(社福)島根県社会福祉協議会	環境生活総務課 地域福祉課	〃
4	(財)しまね農業振興公社	農業経営課 農畜産振興課 農地整備課	補助金等・貸付金・損失補償
5	(社)島根県木材協会	林業課	補助金等
6	(社)島根県観光連盟	観光振興課	〃
7	石州瓦工業組合	産業振興課	〃
8	島根県商工会連合会	中小企業課	〃
9	松江商工会議所	〃	〃
10	出雲商工会議所	〃	〃
11	益田商工会議所	〃	〃
12	川本町商工会	〃	〃
13	美郷町商工会	〃	〃
14	(財)島根県建築住宅センター	建築住宅課	〃
15	(財)島根県体育協会	保健体育課	補助金等・指定管理
16	(社)島根県私学教育振興会	(総務部)総務課	出資
17	(財)島根県育英会	(総務部)総務課 高校教育課	出資・補助金等
18	(財)島根県環境管理センター	廃棄物対策課	出資・補助金等・損失補償
19	(財)島根県障害者スポーツ協会	障がい福祉課	出資
20	(財)島根県生活衛生営業指導センター	薬事衛生課	〃
21	(株)島根県食肉公社	農畜産振興課	出資・貸付金
22	(財)島根県みどりの担い手育成基金	林業課	出資
23	(社)島根県林業公社	〃	出資・補助金等・貸付金・損失補償
24	(財)くにびきメッセ	商工政策課	出資・補助金等・指定管理
25	(財)しまね産業振興財団	産業振興課 中小企業課	出資・補助金等・貸付金・損失補償・指定管理
26	(財)島根県暴力追放県民センター	組織犯罪対策課	出資

3 監査の実施方法、対象年度、範囲、視点及び実施年月日

(1) 実施方法

団体については実地監査により行い、所管課については書面監査により行った。

(2) 対象年度

原則として平成21年度を対象とし、必要に応じ、現年度及び過年度も対象とした。

(3) 範囲

監査の範囲は、補助金等、貸付金又は損失補償の財政的援助を与えている団体については、それら財政的援助に関連する範囲とし、出資している団体については、団体の財務、会計、事業など経営全般とし、公の施設の管理を行わせている団体については、管理に係る会計事務の執行や施設の維持管理を範囲とした。

(4) 視点

監査は、補助金等の財政的援助を与えている団体については、補助金等が公金として適切に執行され、交付目的である成果が十分得られているか、出資している団体については、出資目的に沿って事業が運営されているか、また、公の施設の管理を行わせている団体については、指定管理に関する協定書に基づき施設が適切に管理・運営されているかなどの視点から行った。

(5) 実施年月日

監査は、「別表 監査実施年月日」のとおり実施した。

第2 監査の結果

I 監査結果（総括）

各団体別の監査結果はⅡ 監査結果（個別）に掲げるとおりであるが、おおむね適正に処理されているものと認められた。

なお、今回改善を要するものとして指摘した事項はなく、団体に対する指導事項及び所管課に対する指示事項の件数並びに重点監査項目に係る監査の結果及び意見は、次のとおりである。

本報告書に掲げた意見については、監査結果（個別）に掲げた意見を含め、県報掲載により公表し、指導事項及び指示事項とともに該当する団体及び所管課に対し文書により通知する。

1 指導事項及び指示事項の件数

区 分	件 数	内 容（件数）
指導事項（団体）	3	・ 会計処理規程に係るもの（1） ・ 決算書類に係るもの（1） ・ 事業計画書及び収支予算書等の提出に係るもの（1）
指示事項（所管課）	3	・ 補助金交付要綱に係るもの（1） ・ 補助金の実績確認に係るもの（1） ・ 団体に対する指導監督に係るもの（1）

2 重点監査項目に係る監査の結果及び意見

今年度は、「経済対策事業に係る補助金の執行」及び「新公益法人制度への対応」を重点監査項目として監査を実施したが、その結果及び意見は次のとおりである。

（1）経済対策事業に係る補助金の執行について

平成21年度、県は、国の「地域活性化・経済危機対策臨時交付金」等を活用して、外部団体に補助金を交付し基金を造成することにより、経済対策事業を継続的（平成21年度から平成23年度までの3年間。一部の事業は平成22年度までの2年間）に実施することとした。

このため、今回、県から補助金の交付を受け、基金を造成して経済対策事業に取り組んでいる7つの外部団体を対象として、補助金の執行や基金の管理が適正に行われているかなどの点について監査を実施した。

1) 監査の結果

ア 監査対象とした補助金の概要について

各団体に交付された補助金の状況は（表1）のとおりであるが、件数は11件で、分野別に見ると地域活性化対策5件、商工業対策・観光振興4件、教育・社会貢献活動の推進2件となっている。

また、平成21年度に7団体に交付された補助金の総額は18億円余であり、このうち同年度の執行額は7億円余（40.3%）で、平成22年度及び平成23年度執行分に充てるため基金造成された額は10億円余（59.7%）となっている。

イ 補助事業の執行について

各団体においては、所管課や関係団体と連携するとともに、その専門性を活かして、円滑な事業執行に取り組まれていた。

また、補助金の執行及び補助金に係る会計、基金の管理等に関する事務の執行は、おおむね適切に処理されているものと認められた。

2) 意見

ア 所管課に対する意見

① 今後の経済対策事業の執行等について

今回の経済対策事業は、「県産木材を生かした木造住宅づくり支援事業」、「石州瓦市場創出支援事業」や「しまね長寿の住まいリフォーム助成事業」が県産木材や石州瓦の利用拡大を含めた住宅関連産業の需要拡大に貢献し、「しまねボランティア・NPO活動応援事業」が小規模団体のボランティア活動の活性化に寄与するなど、地域活性化や社会貢献活動の推進等に一定の役割を果たしたものと認められた。

今後、各所管課においては、平成21年度等の事業実績や課題を踏まえ、団体と緊密な連携を図りながら、効果的な事業執行に取り組まれない。

また、県内経済への波及効果等の事業効果を検証するとともに、県民ニーズや関係団体の意見なども十分踏まえ、計画期間終了後の事業のあり方等について検討されたい。

② 補助金交付要綱の整備及び補助金の実績確認について

今回監査した補助金に係る交付要綱の一部では、補助対象経費である人件費や事務費を規定していないもの、また補助対象経費の範囲が抽象的であるものが見受けられたところであり、該当所管課においては補助金交付要綱を整備されたい。

また、所管課の一部では、補助金の実績確認が十分に行われていなかったため、現地調査の実施や証拠書類の提出を求めるなどにより実績確認を適切に行われたい。

(表1) 監査を実施した経済対策事業に係る補助金の状況
(平成21年度末現在)

(単位：千円)

監査実施団体	所管課	分野 ※ ①	補助金名	補助金額		
				平成21年度執行額	基金造成額(平成22年度・23年度執行分)	合計
(社福)島根県社会福祉協議会	環境生活総務課	C	しまねボランティア・NPO活動応援事業費補助金	33,720	68,034	101,754
(社)島根県木材協会	林業課	A	県産木材を生かした木造住宅づくり支援事業費補助金	121,600	193,000	314,600
(社)島根県観光連盟	観光振興課	B	観光立県しまね推進事業費補助金	211,416	404,369	615,785
石州瓦工業組合	産業振興課	石州瓦市場創出支援事業				
		A	石州瓦を活かした島根のリフォーム促進事業補助金	45,337	—	45,337
		A	島根県地域ブランド石州瓦市場創出支援事業費補助金	15,000	—	15,000
		A	石州瓦市場創出支援基金造成費補助金	—	183,000 ※②	183,000
		小計		60,337	183,000	243,337
(財)島根県建築住宅センター	建築住宅課	A	しまね長寿の住まいリフォーム助成事業費補助金	67,000	59,000	126,000
(財)島根県体育協会	保健体育課	C	島根県スポーツ競技力・元気アップ事業費補助金	37,519	109,244	146,763
(財)しまね産業振興財団	産業振興課	ものづくり・IT産業支援事業				
		B	機械金属加工技術力強化支援事業費補助金	191,820	20,740	212,560
		B	開発ソフトウェア販路拡大支援事業費補助金	2,149	32,251	34,400
		B	新ビジネスモデル構築のための連携支援事業費補助金	7,071	17,659 ※③	24,730
		小計		201,040	70,650	271,690
合計				732,632	1,087,297	1,819,929

※① 分野の区分は、次のとおりである。

A：地域活性化対策、B：商工業対策・観光振興、C：教育・社会貢献活動の推進

※② 「石州瓦市場創出支援基金造成費補助金183,000千円」は、「石州瓦を活かした島根のリフォーム促進事業」及び「島根県地域ブランド石州瓦市場創出支援事業」の平成22年度及び平成23年度執行分に充てるため基金として造成されたものである。

※③ 「新ビジネスモデル構築のための連携支援事業費補助金17,659千円」は、平成22年度執行分に充てるため基金として造成されたものである。

(2) 新公益法人制度への対応について

従来の特例民法法人及び財団法人（新公益法人制度（以下「新制度」という。）施行後は特例民法法人）は、平成20年12月1日に施行された新制度に関する法律^{注2}に基づき、その施行後5年以内に、公益性の認定を受けて公益社団法人又は公益財団法人（以下「公益法人」という。）を目指すか、一般社団法人又は一般財団法人（以下「一般法人」という。）として認可を受けて存続するか選択する必要がある。これらのいずれにも認められない場合や認定・認可申請を行わない場合は解散とみなされることになっている。

今回は、出資団体のうち監査対象とした10団体（2社団法人及び8財団法人）については監査を通じて、また、その他10団体（1社団法人及び9財団法人）については平成22年9月に調査（調査票への回答方式による。）を実施し、新制度への対応状況を確認した。

なお、監査実施団体及び調査実施団体は、（表2）のとおりである。

注2）平成20年12月1日に施行された新制度に関する法律

- 「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」
- 「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」
- 「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」

1) 監査及び調査の結果

20団体における新制度への対応状況は、表①から表⑤に掲げるとおりである。

公益法人や一般法人への移行を目指す17団体のうち14団体が理事会等における方針決定等を行っている。また9団体が移行申請（認定・認可申請）に係る書類等の作成に取り組むとともに、7団体が平成22年度中に移行申請を行う予定としている。

こうした状況から、出資団体における新制度への対応は着実に進んでいるものと認められる。これは、多くの団体で、検討組織の立ち上げ、シミュレーションの実施による課題の整理と対応策の検討、理事会等における協議などに取り組まれてきたことによるものと評価できる。

しかしながら、一方では、「内部で検討中であるため」、「内部で十分に検討できていないため」などの理由により目指す方向が定まっていない団体や、検討・準備が十分に進んでいない団体も見受けられた。

表① 新制度において目指す方向

目指す方向	団体数
a. 公益法人への移行	16
b. 一般法人への移行	1
c. 未定	3

表② 新制度への移行申請（認定・認可申請）の時期
（表①の a と b に該当する 17 団体の状況）

移行申請の時期	団体数
a. 平成 22 年度中	7
b. 平成 23 年度中	4
c. 平成 24 年度中	5
d. 平成 25 年度中	0
e. 未定	1

表③ 新制度において目指す方向が未定である理由
（表①の c に該当する 3 団体の状況）

目指す方向が未定である理由	団体数
a. 内部で検討中であるため	1
b. 内部で十分に検討できていないため	1
c. 上部団体や類似団体の公益認定等の状況 を見極める必要があるため	1

表④ 新制度への対応に係る主な検討・移行作業の状況
（20 団体の状況。複数回答あり）

検討・移行作業の状況	団体数
a. 検討組織の立ち上げ	8
b. 公益認定等までの工程表の作成	14
c. 目的、事業等が新制度に適合しているか の点検及び対応策の検討	15
d. 理事会等における方針決定等	14
e. 定款変更案の作成	15
f. 移行申請に係る書類等の作成	9

※ f に至るほど準備が進んでいるものと判断される。

表⑤ 新制度への対応に当たっての主な課題

(20団体の状況。複数回答あり)

主な課題	団体数
a. 役員体制の見直し	14
b. 会計処理の問題（新公益法人会計基準※への対応等）	9
c. 事業の公益性の問題	7
d. 認定・認可基準への適合性の問題	4

※「新公益法人会計基準」とは、平成20年4月に内閣府公益認定等委員会から示された公益法人会計基準をいう。

2) 意見

ア 団体に対する意見

① 新制度への取組の推進について

各団体においては、その進捗状況を踏まえ、平成25年11月末までの移行期間が3年を切ったことや手続きに想定外の期間を要する可能性があることなども念頭に入れて工程表の作成・管理を適切に行うとともに、所管課等と連携し、円滑な移行に向けて取組を推進する必要がある。

特に、目指す方向が定まっていない団体や、検討・準備が十分に進んでいない団体にあっては、所管課等の指導・支援を得て積極的に取り組んでいく必要がある。

なお、多くの団体において課題として認識されている「役員体制の見直し」や「会計処理の問題（新公益法人会計基準への対応等）」については、次の点に留意して取り組まれない。

○役員体制の見直しについて

新制度においては、理事や評議員は、その個人的な能力や資質に着目し、法人の管理運営を委任されていることから、自ら理事会や評議員会に出席して議決権を行使することが求められている。また、理事会や評議員会の定足数は過半数とされている。

今回監査した10団体では、理事会において書面議決を実施している団体や理事会への本人出席が過半数に達していない団体が見受けられた。

については、新制度における理事や評議員の役割の重要性を踏まえ、理事会や評議員会の円滑な運営と活性化を目指して、適切な役員体制の見直しを行われたい。

○新制度における会計処理への対応（新公益法人会計基準の導入等）について

公益法人は、「一般に公正妥当と認められる公益法人の会計基準等」によることが求められており、この会計基準に当たるものとして新公益法人会計基準（以下「新基準」という。）が示されている。

新基準は、新制度に合わせて作成されたものであり、公益法人はもとより一般法人にも活用され、その適切かつ円滑な会計処理に資することが期待されている。

現在、公益法人又は一般法人への移行を目指す17団体のうち9団体が新基準を導入し、新制度に向けた会計処理に取り組んでいる。

については、他の団体にあっても、新基準の意義を踏まえ、類似団体や上部団体の状況等も参考に導入を検討するなど、新制度における適切な会計処理への準備を進められたい。

イ 所管課に対する意見

① 新制度への取組の推進について

平成25年11月末までの移行期間が3年を切ったことなどを踏まえ、各団体において新制度への移行が円滑に進むよう、団体の課題やニーズ、さらにはその進捗状況等に応じた適切な指導・支援を行われたい。

(表2) 新制度に係る監査実施団体及び調査実施団体

○監査実施団体

(社) 島根県私学教育振興会
(財) 島根県育英会
(財) 島根県環境管理センター
(財) 島根県障害者スポーツ協会
(財) 島根県生活衛生営業指導センター
(財) 島根県みどりの担い手育成基金
(社) 島根県林業公社
(財) くにびきメッセ
(財) しまね産業振興財団
(財) 島根県暴力追放県民センター

○調査実施団体

(財) しまね海洋館
(財) ふるさと島根定住財団
(財) しまね女性センター
(財) しまね自然と環境財団
(財) 島根県文化振興財団
(財) しまね国際センター
(財) 島根県環境保健公社
(財) 島根県建設技術センター
(社) 島根県畜産振興協会
(財) 島根県石央地域地場産業振興センター

※監査実施団体及び調査実施団体は、出資団体で
県出資割合が25%以上の特例民法法人（社団
法人又は財団法人）である。

II 監査結果（個別）

1	団体名	一畑電車沿線地域対策協議会	所管課	交通対策課
---	-----	---------------	-----	-------

1 団体の概要

(1) 設立時期 昭和48年11月26日（経過年数：37年）

(2) 設立目的

一畑電車の沿線地域における交通を確保し、あわせて当該地域の開発整備について総合的な調整を図り、もって地域の発展に寄与する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金等

ア 負担金名 一畑電車沿線地域対策協議会活性化事業特別会計負担金

・ 内容

地域住民、観光客等の一畑電車利用を促進するために、団体が行う啓発・宣伝事業に要する経費を負担する。

・ 負担金額 1,000千円

イ 負担金名 一畑電車沿線地域対策協議会活性化事業特別会計特別対策事業負担金

・ 内容

団体を実施する通勤定期運賃助成、シルバー切符運賃助成及び観光案内業務支援に要する経費を負担する。

・ 負担金額 7,000千円

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

2	団体名	萩・石見空港利用拡大促進協議会	所管課	交通対策課
---	-----	-----------------	-----	-------

1 団体の概要

(1) 設立時期 平成5年9月8日（経過年数：17年）

(2) 設立目的

島根県西部・山口県北東部の一体的な地域発展のため、萩・石見空港の利用拡大を図る。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金等

ア 補助金名 島根県空港利用促進事業費補助金

イ 内容

萩・石見空港の利用促進を図るために、団体が行う次の事業に要する経費を補助する。

- ・ 空港路線を利用した大都市圏域からの観光客誘致対策事業
- ・ 空港路線を利用した空港利用圏域からの利用客増加対策事業
- ・ 空港と空港利用圏域のPR事業
- ・ 浜田方面と空港とを結ぶ空港アクセス対策事業 等

ウ 補助金額 16,700千円

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

イ 意見

① 萩・石見空港の利用促進について

大阪便の運休通知を受けた平成22年5月以降は、団体を中心とした地域を挙げた懸命な取組により、これまでにない高い搭乗率を確保し、その需要をアピールしてきたが、平成23年1月以降休止のやむなきに至り、平成23年度上期は7月から8月にかけて期間限定運行が計画されているものの、通年運行再開の見通しは不透明な状況にある。

大阪便の運休、これに伴う東京便1便のみの運行は、県西部地域における生活基盤の確保はもとより、観光をはじめとする産業の振興や地域の発展にとって、大きな影響を与えることが懸念されるところである。

については、密度の濃い利用促進対策（アウト・イン、二次交通、情報発信等）を継続して実施し、高い利用実績を積み重ねていくことが求められており、その実現に全力で取り組まれない。

また、団体を構成する各団体においては、地域資源を活用した観光振興や地域づくりと連動した安定的需要の創出に一層努められたい。

（２）所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

イ 意見

① 萩・石見空港の利用促進について

高速交通網の整備が不十分な県西部地域にあっては、萩・石見空港は、生活インフラ、産業インフラとして大きな意味をもつものである。

については、大阪便の通年運行再開、東京便の複便化等利便性の向上を図るため、国、航空会社等への働きかけを強めるとともに、地元の利用促進対策への支援や安定的な需要創出につながる観光振興、地域振興等の諸施策を県関係部局や地元と連携して着実に取り組まれない。

3	団体名	(社福) 島根県社会福祉協議会	所管課	環境生活総務課 地域福祉課
---	-----	-----------------	-----	------------------

1 団体の概要

(1) 設立時期 昭和27年6月9日(経過年数:58年)

(2) 設立目的

島根県における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の増進を図る。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金等

ア 補助金名 しまねボランティア・NPO活動応援事業費補助金
(経済対策事業)

・ 内容

活力ある地域社会づくりを推進することを目的として、県民自らが地域の多様な課題を解決するために主体的に取り組むボランティア・NPO活動を支援する事業及びその実施に必要な基金を造成する事業に要する経費を補助する。

・ 補助金額 101,754千円

(内訳)

平成21年度執行額	33,720千円
基金造成額(平成22年度・23年度執行分)	68,034千円

イ 補助金名 社会福祉事業助成費補助金(福祉施設経営指導事業)

・ 内容

社会福祉施設の運営の質的向上に資するため、団体が社会福祉施設を経営する社会福祉法人等を対象として行う、入所者の処遇改善、施設経営等に関する指導・援助や巡回相談等の事業について、その経費を補助する。

・ 補助金額 11,553千円

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

4	団体名	(財)しまね農業振興公社	所管課	農業経営課 農畜産振興課 農地整備課
---	-----	--------------	-----	--------------------------

1 団体の概要

(1) 設立時期 昭和45年8月1日（経過年数：40年）

(2) 設立目的

島根県農業の発展に必要な農業経営の規模拡大及び農地保有合理化の促進並びに優れた青年農業者等の確保育成を図り、もって島根県農業の振興及び農村社会の発展に寄与する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金等

ア 補助金名 21世紀新農業担い手育成確保事業費補助金

・ 内容

21世紀のしまね農業を担う優れた新規就農者を確保・育成することを目的として、就農志向段階から新規就農及び就農初期の段階まで幅広い支援を行うために団体が実施する事業（就農相談・支援活動事業等）について、その経費を補助する。

・ 補助金額 13,749千円

イ 補助金名 農林水産業就業者確保緊急総合支援事業費補助金

・ 内容

農林水産業への志向者に対する就業支援を強化することにより、県内農林水産業の担い手を確保・育成するため、団体が実施する就業プランナー活動事業等に要する経費を補助する。

・ 補助金額 13,800千円

(2) 貸付金

ア 貸付金名 しまね農地保有合理化資金貸付金

・ 内容

農業の担い手へ農地を利用集積するため、団体が実施する農地保有合理化事業に必要な資金を貸し付ける。

・ 貸付金額

貸付金額	平成21年度	50,000千円
貸付残高	平成21年度末	0千円

イ 貸付金名 中海干拓地貸付金

・ 内容

中海干拓揖屋・安来地区干拓地について、平成元年9月28日に金融機関から借り入れた中海干拓事業負担金の一括償還に係る資金を貸し付ける。

・ 貸付金額

貸付金額	(初年度：平成8年度)	3,071,877千円
貸付残高	平成21年度末	2,414,877千円

ウ 貸付金名 石央農用地等保有対策事業資金貸付金

・ 内容

石央第一区域畜産基地建設事業により造成した農用地等の保全管理に必要な資金を貸し付ける。

・ 貸付金額

貸付金額	平成21年度	508,144千円
貸付残高	平成21年度末	0千円

(3) 損失補償

ア 内容

団体が農地保有合理化事業を実施するために金融機関等から借り入れた資金に関し損失補償を行う。

イ 平成21年度末損失補償債務残高 116,179千円

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

イ 意見

① 中海干拓農地の売渡し促進について

中海干拓農地の売渡し促進に当たっては、農地価格を据え置くとともに、入植促進農地貸付事業（取得前提リース・長期貸付リース）や農地等取得支援事業（農地取得貸付金等の各種融資）を創設し、認定農業者、農業生産法人、Iターン等の新規就農希望者及び農業参入を目指す企業に対し働きかけを行ってきた。

こうした促進策により取得前提リースの対象農地から一部売渡しが見られるようになったものの、平成21年度末現在の未売渡し農地は38.0ha（取得前提貸付農地3.1haを除く。）であり、引き続きその売渡しに取り組んでいく必要がある。

については、今後とも関係機関が連携し、新規就農希望者等に各種支援制度のPRを積極的に行うとともに、都会地での新規就農相談会への参加等により中海干拓農地の売渡しに努められたい。

また、平成21年12月に改正農地法が施行され、農業生産法人以外の法人への農地の貸付けが可能となったことから、入植促進農地貸付事業のPR活動をより一層強化され、中海干拓農地の有効利用にも取り組まれたい。

（2）所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

イ 意見

① 中海干拓農地の売渡し促進について（農地整備課）

団体に対する意見で述べたように、中海干拓農地の売渡し等については、団体と一体となって積極的に取り組まれたい。

5	団体名	(社) 島根県木材協会	所管課	林業課
---	-----	-------------	-----	-----

1 団体の概要

(1) 設立時期 昭和60年8月9日 (経過年数: 25年)

(2) 設立目的

県内木材産業の健全な育成を図るため、木材関係業者の資質の向上と相互の協調に努め、もって県下における産業経済及び県民生活の向上に寄与する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金等

ア 補助金名 県産木材を生かした木造住宅づくり支援事業費補助金
(経済対策事業)

イ 内容

住宅の新築・購入、増改築等において県産木材や石州瓦を使用した者に助成する事業及びその実施に必要な基金を造成する事業に要する経費を補助する。

ウ 補助金額 314,600千円

(内訳)

平成21年度執行額	121,600千円
基金造成額(平成22年度・23年度執行分)	193,000千円

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

6	団体名	(社) 島根県観光連盟	所管課	観光振興課
---	-----	-------------	-----	-------

1 団体の概要

(1) 設立時期 平成4年4月1日 (経過年数: 18年)

(2) 設立目的

島根県における観光事業の健全な発達と振興を図るとともに、観光を通じて地域の活性化に資する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金等

ア 補助金名 社団法人島根県観光連盟補助金

・ 内容

本県の観光事業の振興を図るため、団体の運営費及び事業費の一部を補助する。

・ 補助金額 13,675千円

イ 補助金名 観光立県しまね推進事業費補助金 (経済対策事業)

・ 内容

観光客誘致を促進するための多様なメディアを活用した観光情報発信や魅力ある観光地づくりに向けた地域の取組を支援する事業及びその実施に必要な基金を造成する事業に要する経費を補助する。

・ 補助金額 615,785千円

(内訳)

平成21年度執行額	211,416千円
基金造成額(平成22年度・23年度執行分)	404,369千円

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

7	団体名	石州瓦工業組合	所管課	産業振興課
---	-----	---------	-----	-------

1 団体の概要

(1) 設立時期 昭和36年1月27日（経過年数：50年）

(2) 設立目的

組合員の経営の安定を図り、公正な経済活動の機会を確保するため、組合員の事業活動の調整及び組合員のために必要な共同事業を行う。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金等

ア 補助金名 石州瓦を活かした島根のリフォーム促進事業補助金
（経済対策事業）

・ 内容

地域資源である石州瓦を使用した建築物のリフォーム工事を行う者に工事費の一部を助成する事業に要する経費を補助する。

・ 補助金額 45,337千円

イ 補助金名 島根県地域ブランド石州瓦市場創出支援事業費補助金
（経済対策事業）

・ 内容

販路開拓等を目的とする地域ブランド石州瓦市場創出支援事業（展示会出展事業、集中広報事業等）に要する経費を補助する。

・ 補助金額 15,000千円

ウ 補助金名 石州瓦市場創出支援基金造成費補助金（経済対策事業）

・ 内容

「石州瓦を活かした島根のリフォーム促進事業」及び「島根県地域ブランド石州瓦市場創出支援事業」を平成22年度及び平成23年度に実施するために必要な基金を造成する事業について、その経費を補助する。

・ 補助金額（基金造成額） 183,000千円

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

8	団体名	島根県商工会連合会	所管課	中小企業課
---	-----	-----------	-----	-------

1 団体の概要

(1) 設立時期 昭和36年10月24日（経過年数：49年）

(2) 設立目的

県内における商工会の健全な発達を図り、もって商工業の振興に寄与する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金等

ア 補助金名 島根県小規模事業経営支援事業費補助金

・ 内容

商工会指導員、経営指導員等を設置し小規模事業者等の指導を行う場合に、設置費及び事業費等に対して補助する。

・ 補助金額 154,207千円

イ 補助金名 島根県小規模事業経営資源強化対策費補助金

・ 内容

団体（地域中小企業支援センター）が行う経営改善アドバイザー派遣事業に要する経費を補助する。

・ 補助金額 30,200千円

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

イ 意見

① 商工会の地域を支える取組の推進について

団体は、平成17年に策定した「今後の商工会のあり方」に基づき、合併商工会の組織体制や企業支援体制の構築に向け鋭意努力してきたが、商工業者の減少に伴う会員数の大幅な減少や、中山間地域における急激な少子高齢化の進展など、商工会を取り巻く環境も大きく変化し、「あり方」で想定していた姿と現状の間に大きな乖離が生じてきている。

このため、団体においては、平成21年度に会員を対象としたアンケートを実施し、これを踏まえて、平成22年4月に「新・商工会のあり方検討特別委員会」を設置し、この委員会の答申を受けて行動指針を策定したところである。

については、平成22年12月に団体がまとめた行動指針「地域に密着し地域を支える商工会を目指して」に基づき、商工会が従来の企業支援業務に加え、市町村と連携し、より一層地域振興や地域コミュニティ機能の中核的な役割を担うよう取り組まれない。

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

9	団体名	松江商工会議所	所管課	中小企業課
---	-----	---------	-----	-------

1 団体の概要

(1) 設立時期 昭和27年3月16日（経過年数：58年）

(2) 設立目的

地区内における商工業者の共同社会を基盤とし、商工業の総合的な改善発達を図り、兼ねて社会一般の福祉の増進に資し、もって我が国商工業の発展に寄与する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金等

ア 補助金名 島根県小規模事業経営支援事業費補助金

・ 内容

経営指導員等を設置し小規模事業者等の指導を行う場合に、設置費及び事業費等に対して補助する。

・ 補助金額 79,735千円

イ 補助金名 島根県小規模事業経営資源強化対策費補助金

・ 内容

団体（地域中小企業支援センター）が行う経営改善アドバイザー派遣事業に要する経費を補助する。

・ 補助金額 11,200千円

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

10	団体名	出雲商工会議所	所管課	中小企業課
----	-----	---------	-----	-------

1 団体の概要

(1) 設立時期 昭和21年10月1日（経過年数：64年）

(2) 設立目的

地区内における商工業者の共同社会を基盤とし、商工業の総合的な改善発達を図り、兼ねて社会一般の福祉の増進に資し、もって我が国商工業の発展に寄与する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金等

ア 補助金名 島根県小規模事業経営支援事業費補助金

・ 内容

経営指導員等を設置し小規模事業者等の指導を行う場合に、設置費及び事業費等に対して補助する。

・ 補助金額 42,717千円

イ 補助金名 島根県小規模事業経営資源強化対策費補助金

・ 内容

団体（地域中小企業支援センター）が行う経営改善アドバイザー派遣事業に要する経費を補助する。

・ 補助金額 11,000千円

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

イ 意見

① 経営改善アドバイザー派遣事業の弾力的運用について

経営改善アドバイザー派遣事業は、経営改善等に関する専門的アドバイスを必要としている小規模事業者等に対して、アドバイザーを派遣する事業で、利用者からも評判が良く、有効活用されている事業である。

しかしながら、この事業は同事業実施要領の規定により、派遣回数制限されており、これを超える専門的アドバイスを受けられない状況となっている。

については、この事業の実施に当たり、必要に応じ適切な支援が行えるよう弾力的な運用について検討されたい。

1 1	団体名	益田商工会議所	所管課	中小企業課
-----	-----	---------	-----	-------

1 団体の概要

(1) 設立時期 昭和27年4月14日（経過年数：58年）

(2) 設立目的

地区内における商工業者の共同社会を基盤とし、商工業の総合的な改善発達を図り、兼ねて社会一般の福祉の増進に資し、もって我が国商工業の発展に寄与する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金等

ア 補助金名 島根県小規模事業経営支援事業費補助金

・ 内容

経営指導員等を設置し小規模事業者等の指導を行う場合に、設置費及び事業費等に対して補助する。

・ 補助金額 37,797千円

イ 補助金名 島根県小規模事業経営資源強化対策費補助金

・ 内容

団体（地域中小企業支援センター）が行う経営改善アドバイザー派遣事業に要する経費を補助する。

・ 補助金額 4,000千円

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

1 2	団体名	川本町商工会	所管課	中小企業課
-----	-----	--------	-----	-------

1 団体の概要

(1) 設立時期 昭和35年9月27日（経過年数：50年）

(2) 設立目的

地区内における商工業の総合的な改善発達を図り、あわせて社会一般の福祉の増進に資し、もって国民経済の健全な発展に寄与する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金等

ア 補助金名 島根県小規模事業経営支援事業費補助金

イ 内容

経営指導員等を設置し小規模事業者等の指導を行う場合に、設置費及び事業費等に対して補助する。

ウ 補助金額 17,137千円

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

13	団体名	美郷町商工会	所管課	中小企業課
----	-----	--------	-----	-------

1 団体の概要

(1) 設立時期 平成18年4月1日（経過年数：4年）
（邑智町、大和村の各商工会が合併）

(2) 設立目的

地区内における商工業の総合的な改善発達を図り、あわせて社会一般の福祉の増進に資し、もって国民経済の健全な発展に寄与する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金等

ア 補助金名 島根県小規模事業経営支援事業費補助金

イ 内容

経営指導員等を設置し小規模事業者等の指導を行う場合に、設置費及び事業費等に対して補助する。

ウ 補助金額 25,421千円

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

14	団体名	(財) 島根県建築住宅センター	所管課	建築住宅課
----	-----	-----------------	-----	-------

1 団体の概要

- (1) 設立時期 昭和49年7月13日 (経過年数: 36年)
- (2) 設立目的

建築物に関する安全性の確保及び適正な維持管理を推進することにより、地域住民の生命、健康及び財産の保護を図るとともに、住宅に関する知識技術の啓発、普及等の住宅に関する各種の事業を実施し、もって県民の福祉の向上に寄与する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金等

- ア 補助金名 しまね長寿の住まいリフォーム助成事業費補助金
(経済対策事業)

イ 内容

安全で安心して生活できる良質な住宅ストックを形成するため、県内の既存住宅の所有者にバリアフリー改修工事費の一部を助成する事業及びその実施に必要な基金を造成する事業に要する経費を補助する。

- ウ 補助金額 126,000千円
(内訳)

平成21年度執行額	67,000千円
基金造成額(平成22年度・23年度執行分)	59,000千円

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

15	団体名	(財) 島根県体育協会	所管課	保健体育課
----	-----	-------------	-----	-------

1 団体の概要

(1) 設立時期 昭和46年3月24日 (経過年数：39年)

(2) 設立目的

県内の体育、スポーツの振興に関する事業及び島根県教育委員会から委託を受けた事業を行い、もって県民の体力の向上に寄与する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金等

ア 補助金名 島根県スポーツ競技力・元気アップ事業費補助金
(経済対策事業)

イ 内容

スポーツライフの実現による元気で活力ある島根の創造を推進するため、競技スポーツ及び生涯スポーツの振興に係る事業（スポーツ競技力向上事業、競技備品整備補助事業等）並びにその実施に必要な基金を造成する事業に要する経費を補助する。

ウ 補助金額 146,763千円
(内訳)

平成21年度執行額	37,519千円
基金造成額(平成22年度・23年度執行分)	109,244千円

(2) 公の施設の指定管理

ア 施設の名称 島根県立武道施設（武道館、石見武道館）
島根県立体育施設（水泳プール、体育館、サッカー場）
島根県立ライフル射撃場

イ 指定管理業務の内容

- ・施設の使用許可及び使用料の徴収に関すること。
- ・施設等の維持管理に関すること。
- ・施設を利用したスポーツの普及振興に関すること。

ウ 指定期間 平成17年度～平成21年度

エ 指定管理料 337,199千円（平成21年度）

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

16	団体名	(社) 島根県私学教育振興会	所管課	(総務部) 総務課
----	-----	----------------	-----	-----------

1 団体の概要

(1) 設立時期 昭和39年12月7日 (経過年数: 46年)

(2) 設立目的

島根県における私立学校教育の振興を図り、もって教育文化の発展昂揚に資する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 出資

ア 内容 貸付事業の原資に充てるため出資する。

イ 出資金額 110,000千円 (県出資比率: 42.3%)

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

イ 意見

① 業務及び財務等に関する情報の公開について

団体は、設立や運営が県民の負担によってなされている県の外郭団体として、定款、事業報告書・収支計算書、財務諸表等の業務及び財務等に関する情報を広く県民に提供し、その説明責任を果たすことが求められている。

については、ホームページ等を活用した業務及び財務等に関する情報の公開に積極的に取り組まれない。

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

17	団体名	(財) 島根県育英会	所管課	(総務部) 総務課 高校教育課
----	-----	------------	-----	--------------------

1 団体の概要

(1) 設立時期 昭和33年6月17日 (経過年数: 52年)

(2) 設立目的

優秀な学生又は生徒であって、学資の支弁が困難であると認められる者に対する奨学金又は就学資金の貸与並びに学生寮を運営してその修学の便を図り、もって社会に有為な人材の養成に寄与する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 出資

ア 内容 奨学金貸与事業の拡充に際し、基本財産を出資する。

イ 出資金額 210,000千円 (県出資比率: 39.6%)

(2) 補助金等

ア 補助金名 島根県高等学校等奨学事業費補助金

イ 内容

県内に生活の本拠を有する者の子弟で、高等学校等に在学し学習意欲が旺盛でありながら経済的な理由により修学が困難な者を対象として、奨学資金の貸与(無利子)を行う団体に対し、貸与に必要な経費を補助する。

ウ 補助金額 380,565千円

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

18	団体名	(財) 島根県環境管理センター	所管課	廃棄物対策課
----	-----	-----------------	-----	--------

1 団体の概要

(1) 設立時期 平成4年3月4日 (経過年数：18年)

(2) 設立目的

産業廃棄物の最終処分場を建設し、産業廃棄物の処理に関する事業を行うこと等により、良好な環境を保持し、もって県民の健康な生活に寄与する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 出資

ア 内容 団体の設立に際し、基本財産を出資する。

イ 出資金額 70,000千円 (県出資比率：31.2%)

(2) 補助金等

ア 補助金名 公共関与最終処分場経営安定化対策事業補助金

イ 内容

団体が処分場の建設に係る費用として金融機関から借り入れた資金に係る償還金の一部を補助する。

ウ 補助金額 187,374千円

(3) 損失補償

ア 内容

団体が処分場の建設に係る費用として金融機関から借り入れた資金に関し損失補償を行う。

イ 平成21年度末損失補償債務残高 4,786,880千円

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

19	団体名	(財) 島根県障害者スポーツ協会	所管課	障がい福祉課
----	-----	------------------	-----	--------

1 団体の概要

(1) 設立時期 昭和54年5月7日 (経過年数: 31年)

(2) 設立目的

障がい者がスポーツ活動を通じて、健康の増進及び自立意欲の向上を図ることにより、障がい者の社会参加を促進し、もって障がい者福祉の向上に寄与する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 出資

ア 内容

団体の活動基盤の充実・強化を図るため、基本財産を出資する。

イ 出資金額 200,000千円 (県出資比率: 78.4%)

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

20	団体名	(財) 島根県生活衛生営業指導センター	所管課	薬事衛生課
----	-----	---------------------	-----	-------

1 団体の概要

(1) 設立時期 昭和59年3月29日 (経過年数: 26年)

(2) 設立目的

島根県における生活衛生関係営業の経営の健全化及び振興を通じてその衛生水準の維持向上を図り、あわせて利用者又は消費者の利益の擁護を図る。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 出資

ア 内容 団体の設立に際し、基本財産を出資する。

イ 出資金額 2,000千円 (県出資比率: 48.8%)

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

2 1	団体名	(株) 島根県食肉公社	所管課	農畜産振興課
-----	-----	-------------	-----	--------

1 団体の概要

(1) 設立時期 昭和55年5月8日 (経過年数：30年)

(2) 設立目的

食肉流通体系の近代化を図り、本県の肉畜生産の振興と食肉衛生の向上を期する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 出資

ア 内容 団体の設立等に際し、資本金を出資する。

イ 出資金額 177,297千円 (県出資比率：35.5%)

(2) 貸付金

ア 貸付金名 食肉公社施設整備事業資金貸付金

・ 内容

と畜場関係法令及び計量法関係法令の改正に適合するための施設整備に要する資金を貸し付ける。

・ 貸付金額

貸付金額	(初年度：平成13年度)	49,821千円
貸付残高	平成21年度末	7,117千円

イ 貸付金名 食肉公社施設整備事業資金貸付金

・ 内容

BSE対策に伴い、負荷が増大した汚水処理施設の整備に要する資金を貸し付ける。

・ 貸付金額

貸付金額	(初年度：平成13年度)	12,300千円
貸付残高	平成21年度末	1,757千円

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

イ 意見

① 基幹的施設の更新について

団体では、経営健全化の取組により平成19年度からは継続して黒字を確保するなど、財務及び経営の改善が図られてきている。

しかしながら、現在の施設設備は、昭和55年設立以来、30年が経過しており、給水・汚水処理施設、冷凍冷蔵設備など基幹的施設の老朽化に伴う食肉処理機能の確保が課題となっている。

については、県内唯一のと畜場として、県民への安全な食肉を供給するために必要不可欠であり、また本県の畜産振興において大きな役割を果たしていることを踏まえ、県や他の出資団体と十分に協議を行い、円滑な基幹的施設の更新に努められたい。

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

イ 意見

① 基幹的施設の更新について

団体に対する意見で述べたように、県は団体と連携して基幹的施設の更新について具体的な検討に着手されたい。

2 2	団体名	(財) 島根県みどりの担い手育成基金	所管課	林業課
-----	-----	--------------------	-----	-----

1 団体の概要

(1) 設立時期 平成5年3月22日（経過年数：17年）

(2) 設立目的

森林の果たす公益的機能の大切さについて、広く県民の理解を得るとともに、県内で林業労働に従事している者の就労条件を整備し、林業労働力の安定的確保及び若い担い手の確保育成を図ること及び県内で苗木生産に従事している者への技術指導と出荷調整による良質な林業種苗の安定的な供給を図ることにより、健全な森林の造成と維持管理を推進し、林業の安定的な発展に資する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 出資

ア 内容 団体の設立等に際し、基本財産を出資する。

イ 出資金額 1,573,272千円（県出資比率：87.9%）

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

イ 意見

① 業務及び財務等に関する情報の公開について

団体は、設立や運営が県民の負担によってなされている県の外郭団体として、寄附行為、事業報告書・収支計算書、財務諸表等の業務及び財務等に関する情報を広く県民に提供し、その説明責任を果たすことが求められている。

については、ホームページ等を活用した業務及び財務等に関する情報の公開に積極的に取り組まれない。

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

23	団体名	(社) 島根県林業公社	所管課	林業課
----	-----	-------------	-----	-----

1 団体の概要

(1) 設立時期 昭和40年6月16日 (経過年数: 45年)

(2) 設立目的

造林・育林等林業に関する事業及び林業労働力の確保の促進に関する事業を行うことにより、森林資源の培養と森林の多面的機能の維持増進を図り、もって国土の保全と農山村経済の振興、住民の福祉向上に寄与する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 出資

ア 内容

団体の設立に際し、また財政基盤の強化等のため、基本財産を出資する。

イ 出資金額 225,000千円 (県出資比率: 50.0%)

(2) 補助金等

ア 補助金名 島根県林業公社不成績林等処理対策事業補助金

・ 内容

松くい虫被害等により不成績林等となった造林地の債務を処理するため、日本政策金融公庫借入金の繰上げ償還に要する経費等を補助する。

・ 補助金額 17,249千円

イ 補助金名 島根県林業公社長伐期施業転換推進事業補助金

・ 内容

造林地における長伐期施業転換を推進するため、それに伴う分収林契約変更に必要な事務費(変更登記に要する経費等)を補助する。

・ 補助金額 16,640千円

(3) 貸付金

ア 貸付金名 島根県林業公社事業資金

・ 内容

団体が行う分収造林事業の実施等に要する資金を貸し付ける。

・ 貸付金額

貸付金額	平成21年度	767,364千円
貸付残高	平成21年度末	34,870,700千円

イ 貸付金名 林業就業促進資金

・ 内容

新たに林業に就業しようとする者を対象として、就業の準備に必要な資金の貸付事業を行う団体に対し、必要な資金を貸し付ける。

・ 貸付金額

貸付金額	平成21年度	30,000千円
貸付残高	平成21年度末	133,178千円

(4) 損失補償

ア 内容

団体が分収造林事業の実施等に充てるため日本政策金融公庫等から借り入れた資金に関し損失補償を行う。

イ 平成21年度末損失補償債務残高 27,898,728千円

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

イ 意見

① 第3次島根県林業公社経営計画（平成21年度～平成30年度）の推進について

団体では、昭和40年の設立以来、森林資源の充実による公益的機能の発揮や中山間地域の振興などに寄与することを目的として、分収造林事業^{注3}に取り組んできたが、この事業は団体のみが費用を負担する仕組みとなっており、その財源が主として造林補助金と借入金により賄われてきたことから、団体の借入金（平成21年度末借入金残高は521億円余）と利息負担は増大し続けている。

一方、県は、団体に対し、無利子貸付や損失補償など多額に上る財政的援助を行うことにより、その経営を支えてきたところである。

こうした状況を踏まえ、団体においては、「島根県林業公社経営計画（平成11年度～平成20年度）」（平成11年度策定）に続いて、平成16年度には、「第2次島根県林業公社経営計画（平成16年度～平成25年度）」を策定し、利息負担の軽減対策などを柱とする経営改善策に取り組んできたが、木材価格の下落等により目標に掲げた長期収支不足の縮減を達成することはできなかった。

このため、県と団体は、外部の有識者を委員とする「島根県林業公社長期経営計画検討委員会」を平成20年5月に設置し、改めて団体のあり方と森林整備の方針を検討することとした。検討委員会では、団体経営林の今後のあり方について、事業廃止や県に引き継ぐこと（県営林化）も含めて比較検討されたが、平成20年11月に知事等に提出された報告書においては、「国の支援策を有効に活用しながら、団体の経営を継続することが最も効果的である」と判断され、さらには、「団体の経営改善を行っていく上では、まずもって団体自身のこれまで以上の自助努力が必要であり、その上で県、市町村からの支援を要請する」旨が指摘されている。

この報告を受けて、団体では、平成21年6月に、「第3次島根県林業公社経営計画（平成21年度～平成30年度）」を策定し、増収対策（利用間伐の拡大や国補助事業を活用した高率択伐の実施による伐採収入の確保等）、森林整備事業の見直し（経営林の状況に応じた効率的な管理の実施）、事務経費の縮減などの経営改善策に取り組みるとともに、県民ニーズにあった多様な森林づくりを進めることとしている。

しかしながら、木材価格の長期低迷が続く中で、こうした経営改善策を実施したとしても依然としてなお多額の長期収支不足が見込まれており、県から大きな財政的援助を受けている団体においては、その厳しい現状と検討委員会の指摘等を重く受け止め、県と一体となって第3次経営計画の推進に全力で取り組まれない。

また、経営計画の推進に当たっては県民の理解と協力が不可欠であることから、計画の進行管理の徹底を図り、その進捗状況について県民への情報提供を積極的に行われたい。

注3）団体の分収造林事業は、①森林の土地所有者、②森林の植栽・保育・管理を行う造林者（市町村）、③森林造成に必要な費用を負担する費用負担者（団体）の3者が共同で森林の造成を行う契約を締結し、伐採時に収益を一定の割合（分収割合）で分け合うものである。3者の分収割合は、平成12年度以降に締結された契約分については、土地所有者30%、市町村5%、団体65%となっている。

（2）所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

イ 意見

① 第3次島根県林業公社経営計画（平成21年度～平成30年度）の推進について

団体に対する意見で述べたように、団体と一体となって、第3次経営計画の推進に取り組まれない。

また、団体の経営が将来にわたって安定的に継続できるよう、分収造林事業に係る財政支援の充実強化等を他の都道府県等と連携して引き続き国に働きかけられたい。

24	団体名	(財) くにびきメッセ	所管課	商工政策課
----	-----	-------------	-----	-------

1 団体の概要

(1) 設立時期 平成3年9月26日（経過年数：19年）

(2) 設立目的

島根県の優れた自然、歴史的・文化的資源を生かし、コンベンションの誘致・支援を行い、県内産業の振興、地域の活性化、国際的な相互理解の増進及び文化の向上に寄与する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 出資

ア 内容 団体の設立等の際し、基本財産を出資する。

イ 出資金額 515,007千円（県出資比率：63.7%）

(2) 補助金等

ア 補助金名 島根県学会等開催支援事業費補助金

イ 内容

県内への学会等の誘致を促進することにより、本県の学術研究の向上及び産業の振興を図るために団体が行う学会等開催支援事業について、その経費を補助する。

ウ 補助金額 15,890千円

(3) 公の施設の指定管理

ア 施設の名称 島根県立産業交流会館（くにびきメッセ）

イ 指定管理業務の内容

- ・会館の施設等の利用の承認に関する業務
- ・会館の施設及び設備の維持管理に関する業務
- ・その他島根県が必要と認める業務

ウ 指定期間 平成20年度～平成21年度

エ 指定管理料 なし

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

25	団体名	(財) しまね産業振興財団	所管課	産業振興課 中小企業課
----	-----	---------------	-----	----------------

1 団体の概要

(1) 設立時期 平成11年3月9日 (経過年数：11年)

(2) 設立目的

島根県の産業構造の高度化、新たな産業の育成、企業の国際化及び地域の情報化を促進し、もって本県産業の活性化と県民の福祉向上に寄与する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 出資

ア 内容 団体の設立に際し、基本財産を出資する。

イ 出資金額 146,196千円 (県出資比率：100.0%)

(2) 補助金等

ア 補助金名 しまね創造的企業総合支援基金造成費補助金

・ 内容

団体が産業の高度化と新産業の創出を目指して行う企業支援活動を円滑に進めるため、その財源として造成された基金に対して必要な資金を補助する。

・ 補助金額 219,413千円

イ 補助金名 しまね産業振興財団管理費補助金

・ 内容

団体の安定した運営を図るため、その業務遂行に必要な人件費及び事務費を補助する。

・ 補助金額 210,026千円

ウ 補助金名 機械金属加工業技術力強化支援事業費補助金

(経済対策事業)

・ 内容

県内の製造業者及び製造業者団体に対し、先端工作機械を用いた実践型研修を実施し技術力の向上を図るとともに、それら工作機械を機器開放し試作実体験の場を提供するため、県内事業者を対象として行う機械加工関連の研修事業及び機器開放事業並びにそれらの実施に必要な基金を造成する事業について、その経費を補助する。

- 補助金額 212,560千円
(内訳)

平成21年度執行額	191,820千円
基金造成額(平成22年度・23年度執行分)	20,740千円

- エ 補助金名 開発ソフトウェア販路拡大支援事業費補助金
(経済対策事業)

- 内容

自社開発ソフトウェア製品等の販路を拡大するため、県外市場での新規顧客開拓等を目指す県内企業が中期的な販路拡大計画に基づき行う展示会への出展等の取組を支援する事業及びその実施に必要な基金を造成する事業について、その経費を補助する。

- 補助金額 34,400千円
(内訳)

平成21年度執行額	2,149千円
基金造成額(平成22年度・23年度執行分)	32,251千円

- オ 補助金名 新ビジネスモデル構築のための連携支援事業費補助金
(経済対策事業)

- 内容

県内製造業(中小企業)が県外の優れた技術力を有する企業と関係構築を深め、技術力強化を図るために取り組むモデル事業(県外企業への従業員の派遣研修又は派遣研究で、企業にとって製造業における新分野進出事業であることなどの条件を満たすもの)を支援する事業及びその実施に必要な基金を造成する事業について、その経費を補助する。

- 補助金額 24,730千円
(内訳)

平成21年度執行額	7,071千円
基金造成額(平成22年度執行分)	17,659千円

(3) 貸付金

- ア 貸付金名 小規模企業者等設備貸与資金

- 内容

従業員20人以下の小規模企業者等の創業及び経営基盤の強化の促進に寄与するため、団体が行う小規模企業者等設備貸与事業に必要な資金の一部を貸し付ける。

- ・ 貸付金額

貸付金額	平成21年度	250,000千円
貸付残高	平成21年度末	644,812千円

イ 貸付金名 小規模企業者等設備資金貸付金

- ・ 内容

従業員数20名以下の小規模企業者等の創業及び経営基盤の強化の促進に寄与するため、団体が行う小規模企業者等設備資金貸付事業に必要な資金を貸し付ける。

- ・ 貸付金額

貸付金額	平成21年度	0千円
貸付残高	平成21年度末	378,447千円

ウ 貸付金名 島根県単中小企業設備貸与資金

- ・ 内容

従業員数300名以下の中小企業者等の創業及び経営基盤の強化の促進に寄与するため、団体が行う島根県単中小企業設備貸与事業に必要な資金の一部を貸し付ける。

- ・ 貸付金額

貸付金額	平成21年度	50,000千円
貸付残高	平成21年度末	573,202千円

(4) 損失補償

ア 小規模企業者等設備貸与事業に係る損失補償

- ・ 内容

小規模企業者等設備貸与事業に要する資金のうち金融機関から借り入れた資金に関し損失補償を行う。

- ・ 平成21年度末損失補償債務残高 358,187千円

イ 島根県単中小企業設備貸与事業に係る損失補償

- ・ 内容

島根県単中小企業設備貸与事業に要する資金のうち金融機関から借り入れた資金に関し損失補償を行う。

- ・ 平成21年度末損失補償債務残高 229,128千円

(5) 公の施設の指定管理

ア 施設の名称 島根県立産業高度化支援センター

(テクノアークしまね)

イ 指定管理業務の内容

- ・施設等の使用料の徴収に関する業務
- ・島根県立産業高度化支援センターの施設及び設備の維持管理に関する業務
- ・島根県立東部情報化センター及び島根県産業技術センターの施設及び設備の維持管理に関する業務

ウ 指定期間 平成20年度～平成21年度

エ 指定管理料 220,000千円(平成21年度)

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

26	団体名	(財) 島根県暴力追放県民センター	所管課	組織犯罪対策課
----	-----	-------------------	-----	---------

1 団体の概要

(1) 設立時期 平成4年5月11日（経過年数：18年）

(2) 設立目的

県民の総意を結集して、暴力追放活動を強力かつ恒常的に推進し、暴力団員による不当な行為についての相談事業を行うとともに、暴力団員による不当な行為の被害者の救援を行うこと等により暴力団を追放し、もって「安全な暮らしの確保」の実現に寄与する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 出資

- ア 内容 団体の設立に際し、基本財産を出資する。
- イ 出資金額 300,000千円（県出資比率：70.0%）

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

イ 意見

① 県等との連携による暴力団排除の推進について

団体は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に基づき暴力団を排除し、県民の被害防止、救済・支援活動を行う県内唯一の民間組織であり、広報啓発活動をはじめ暴力相談、不当要求防止責任者講習会、民事訴訟支援、少年への暴力団影響排除等の諸事業を行っている。

また、平成23年4月から島根県暴力団排除条例が施行されるが、同条例において県等との連携により暴力団排除のための総合的な施策を推進する機関と位置づけられたことから、今後、団体の役割は益々重要なものとなっている。

については、暴力団排除のための総合的な施策の推進に向けて、県、関係団体及び関係機関との連携を一層強化しながら暴力団排除の諸活動に取り組まれない。

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

別記 財政的援助団体等の監査について

1 根拠規定

地方自治法第199条第7項

監査委員は、必要があると認めるとき、又は普通地方公共団体の長の要求があるときは、当該普通地方公共団体が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るものを監査することができる。当該普通地方公共団体が出資しているもので政令で定めるもの、当該普通地方公共団体が借入金の元金又は利子の支払を保証しているもの、当該普通地方公共団体が受益権を有する信託で政令で定めるものの受託者及び当該普通地方公共団体が第244条の2第3項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているものについても、また、同様とする。

2 財政的援助等の説明（主なもの）

補助金	地方公共団体が特定の者の行う事務又は事業に対し、助成又は財政上の援助を与えるために交付するもの
貸付金	地方公共団体が、特定の者のために、特定の目的をもって貸付けを行っているもの
損失補償	特定の者が、金融機関等から融資を受ける場合、その融資の全部又は一部が返済不能となって、当該金融機関等が損失を被ったときに、地方公共団体が、融資を受けた者に代わって、当該金融機関等に対してその損失を補償するとする、いわゆる損失補償契約が結ばれているもの
出資	地方公共団体が、資本金、基本金その他これに準ずるものの4分の1以上を出資しているもの
債務保証	特定の者が金融機関等から融資を受ける際、地方公共団体が、債務者のために、当該金融機関等に対し、その債務又はこれから生ずる利子の返済を保証する、いわゆる債務保証契約が結ばれているもの
公の施設の指定管理	地方公共団体が、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため、条例の定めるところにより、地方公共団体が指定した法人その他の団体に管理を行わせているもの

3 監査結果の決定、提出及び公表

監査委員は、監査の結果に関する報告を決定し、県議会議長及び知事並びに関係のある委員会の長に監査の結果に関する報告を提出するとともに、県報で公表する。

4 監査結果報告に対する措置状況の通知及び公表

監査結果報告に対し、議会、知事又は委員会が措置を講じたときは、その旨を監査委員に通知することになっている。通知を受けた監査委員は、当該通知の内容を県報で公表する。

別表 監査実施年月日

	団 体	実施年月日
1	一畑電車沿線地域対策協議会	平成22年11月 1日
2	萩・石見空港利用拡大促進協議会	平成22年11月 9日
3	(社福)島根県社会福祉協議会	平成22年11月 1日
4	(財)しまね農業振興公社	平成22年11月 2日
5	(社)島根県木材協会	平成22年11月 5日
6	(社)島根県観光連盟	平成22年11月 2日
7	石州瓦工業組合	平成22年11月 8日
8	島根県商工会連合会	平成22年11月18日
9	松江商工会議所	平成22年11月 5日
10	出雲商工会議所	平成22年11月 8日
11	益田商工会議所	平成22年11月 9日
12	川本町商工会	平成22年11月19日
13	美郷町商工会	平成22年11月19日
14	(財)島根県建築住宅センター	平成22年11月18日
15	(財)島根県体育協会	平成22年11月18日
16	(社)島根県私学教育振興会	平成22年11月 1日
17	(財)島根県育英会	平成22年11月 1日
18	(財)島根県環境管理センター	平成22年11月 8日
19	(財)島根県障害者スポーツ協会	平成22年11月 2日
20	(財)島根県生活衛生営業指導センター	平成22年11月 9日
21	(株)島根県食肉公社	平成22年11月 8日
22	(財)島根県みどりの担い手育成基金	平成22年11月 9日
23	(社)島根県林業公社	平成22年11月 5日
24	(財)くにびきメッセ	平成22年11月 2日
25	(財)しまね産業振興財団	平成22年11月 5日
26	(財)島根県暴力追放県民センター	平成22年11月19日

なお、所管課については、平成22年12月13日から12月17日までの間において書面監査を実施した。

平成 2 2 年度財政的援助団体等監査の結果に関する報告書

平成 2 3 年 3 月発行

島根県監査委員

〒690-8501 島根県松江市殿町 1 番地 県庁分庁舎

島根県監査委員事務局

TEL (0 8 5 2) 2 2 - 6 6 5 1 (代表)

FAX (0 8 5 2) 2 2 - 6 2 1 2

ホームページ <http://www.pref.shimane.lg.jp/kansaiinkai/>

メールアドレス kansa@pref.shimane.lg.jp

この刊行物は、環境にやさしい再生紙を使用しています。